

就学に向けた 特別支援教育に関する保護者説明資料

【特別支援学校】



佐賀市役所保育幼稚園課・佐賀市教育委員会学校教育課

特別支援学校小学部について

障がい種	学校名	対象となる児童生徒の障がいの程度
視覚障害	盲学校	・両眼の視力がおおむね0.3未満または視力以外の視機能障害が高度で、拡大鏡等を使っても通常の文字や図形の認識が著しく困難な程度
聴覚障害	ろう学校	・両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上で、補聴器等の使用によっても通常の話し声を聞こえることが著しく困難な程度
知的障害	大和特別支援学校 金立特別支援学校 <small>(R8年度以降予定)</small>	・知的発達が遅れが大きく、他人との意思疎通が困難で、日常生活を営むのに頻繁に援助が必要な程度 ・知的発達の遅れが見られ、社会生活への適応が著しく困難な程度 ・金立特別支援学校の就学対象校：金立小・久保泉小・春日小・春日北小
肢体不自由	金立特別支援学校	・補装具によっても歩行、筆記、学習に必要な姿勢の保持等、日常生活における基本的な動作が困難な程度または常時の医学的観察指導が必要な程度
病弱	中原特別支援学校	・慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患および神経疾患、悪性新生物その他の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度 ・身体虚弱の状態が継続して、生活規制を必要とする程度

○佐賀市の児童生徒が入学できる県立特別支援学校には、障がい種別に**5つの特別支援学校**があります。

○令和8年8月以降、金立特別支援学校において知的障害を持つ子どもの就学受け入れを開始する**予定**です。受け入れ対象は、金立小、久保泉小、春日小、春日北小の校区にお住いの方々です。

特別支援学校の特徴・学級の人数(定数)

1 学校の特徴

特別支援学校

障がいの程度が比較的重い児童生徒を対象として、より専門的な教育を行い、小学部・中学部・高等部が設置されていて、児童生徒の社会参加や自立に向けた系統的教育が行われる。(盲学校・ろう学校は幼稚部も併設)

2 学級の人数(定数)(小・中学部)

特別支援学校	特別支援学級
6人 (障がい重なる場合は3人)	8人 (障がい種ごとに編制)

○特別支援学校には、**小学部・中学部・高等部**があり、児童生徒の社会参加や自立に向けた系統的教育が行われます。

○特別支援学校の小学部と中学部は、**6名で1学級**が編成されます。2つ以上の障がいがある場合は3名で1クラスが編成されます。

○**県立特別支援学校は、定員がありません**ので、在籍人数が7名になると2クラスになります。

特別支援学校における学習(小学部)

知的障がいのある特別支援学校では、小学校の教育内容とはちがう、知的障害の程度に応じた3つの段階の目標に基づく特別な教育内容による教育活動
使用する教科書も小学校とはちがう教科書

各教科等や自立活動を合わせた指導の時間
・日常生活の指導
・生活単元学習
・遊びの指導

教科等の学習に加えて「自立活動」の実施

知的障害特別支援学校	視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校
生活 <small>※小学校の生活とは内容がちがう</small>	国語
国語	社会
算数	算数
	理科
	生活
音楽	音楽
図画工作	図画工作
	家庭
体育	体育
	外国語/外国語活動
特別の教科 道徳	特別の教科 道徳
	総合的な学習の時間
特別活動	特別活動
自立活動	自立活動

知的障がいではない特別支援学校では、小学校の通常学級の教育内容に準じた教育活動

児童の障がいの状態や特性および心身の発達の段階に配慮された学習内容、学習方法

教科等の学習に加えて「自立活動」の実施

○特別支援学校小学部における学習内容(教科等)です。左の列が知的障害特別支援学校の学習内容(教科等)、右の列が知的障がいのない特別支援学校の学習内容(教科等)です。

○知的障害特別支援学校で学ぶ児童は、同一学年でも個人差が大きく、知的な発達状況や学習状況が異なるという実態があります。そのため、小学校の教育内容とはちがう、知的障がいの程度に応じた教育活動が行われています。使用する教科書も小学校とはちがう教科書を使用します。

○知的障害特別支援学校ではない特別支援学校では、小学校の通常学級の教育内容に準じた教育活動が行われます。

知的障害特別支援学校小学部における学習

知的障害特別支援学校小学部の校時例

	月～金
8:50～ 9:30	日常生活の指導
9:40～ 9:55	教科(国語・算数)・自立活動
10:10～11:30	生活単元学習
11:35～12:05	給食
12:15～12:35	教科(国語・算数)・自立活動
13:05～13:30	教科(国語・算数)・自立活動
13:35～14:25	教科(音楽・図工・体育)
14:25～15:00	日常生活の指導

(大和特別支援学校小学部学校見学資料より)

○知的障害特別支援学校の校時の例です。知的障害特別支援学校では、知的障がいのある児童生徒に対する特別な教育課程に基づく教科等の学習を短い時間を区切りにした時間割になっています。

○各教科等の目標や内容を合わせた「生活単元学習」「日常生活の指導」「遊びの指導」も時間割に位置づけられています。

知的障がいではない特別支援学校小学部における学習

肢体不自由特別支援学校 I 課程の時間割例

(I 課程…小学校に準ずる教育課程)

	月	火	水	木	金
1	算数	国語	算数	国語	国語
2	国語	算数	国語	算数	生活
3	生活	道徳	図画工作	国語	生活
4	国語	国語	国語	自立活動	音楽
5	自立活動	体育	自立活動	特別活動	自立活動
下校 14:20					

(金立特別支援学校小学部学校見学資料より)

○特別支援学校小学部の時間割の例です。ここでは、肢体不自由特別支援学校小学部1年生の時間割を例に挙げています。

○知的障がいがない児童生徒が学ぶ I 課程では、小学校に準じる教育内容で学習を行います。小学校の教科等に加えて、小学部 I 課程では週に4時間、中学部 I 課程では週に3時間、重度障がい学級である II 課程および重複障がい学級である III 課程の場合は、それぞれ異なる時間数の自立活動が設定されています。

転入学相談について

県立特別支援学校転入学相談【8月下旬～10月】

- 期 日
 - ・ 8月下旬～10月（各特別支援学校が設定する日）
- 場 所
 - ・ 各県立特別支援学校
- 参加者
 - ・ 年長児本人、保護者、園の先生
- 注意事項
 - ・ 県立特別支援学校への就学を希望される場合は、必ず転入学相談を受けることが必要
- 申込先
 - ・ 年長児は、園を通じて保育幼稚園課へ申込み
 - ※在宅の未就学児は、直接保育幼稚園課へ申込み

○県立特別支援学校への就学には、「佐賀市教育支援委員会の審議による意見書発行」に加えて、「**県立特別支援学校転入学相談**」を受けることが必要です。

○「**県立特別支援学校転入学相談**」を受けたら必ず特別支援学校へ入学しないといけないうことはいいませんが、**特別支援学校へ入学するには、必ず転入学相談を受けておくことが必要です。**

県立特別支援学校小学部への就学に向けた手続き

園や学校での様子

検査結果や診断書

佐賀市教育支援委員会

お子さんにとって最もふさわしい**就学先（学びの場）**を総合的に判断

意見書

（1 特別支援学校への就学、転入学が適当と判断する）

※**県立特別支援学校小学部への就学には、佐賀市教育支援委員会の審議に基づく意見書（特別支援学校への就学が適当）発行が必要**

○**県立特別支援学校へ就学するには**、児童の状況について佐賀市教育支援委員会での審議判断に基づく意見書発行が必要です。

○**佐賀市教育支援委員会**とは、支援を必要とする児童の状況にとって最もふさわしい学びの場はどこなのかを審議、判断する機関です。

○**佐賀市教育支援委員会の委員**は、医師、大学の先生、特別支援教育に携わる先生たちで構成されています。一人一人の児童について、最も適正と考えられる学びの場を専門的な立場から総合的に判断します。

○お子さんの**教育的ニーズ**に応じた指導・支援が最も提供される就学先を総合的に判断します。

○県立特別支援学校への就学には「**特別支援学校への就学、転学が適当と判断する。**」という**意見書**の発行が必要です。

○佐賀市教育支援委員会での審議には、**検査結果や診断書等**が必要です。

○**知能検査報告書**につきましては、児童の最新の状況を知るため、**おおむね1年以内**に実施したものを願っています。

○準備する書類によっては時間がかかるものもあります。計画的に早めに準備をお願いします。

○保護者の方は、**審議に必要な書類を、通われている園に提出してください。在宅の方は、直接保育幼稚園課までご提出ください。**

教育支援委員会の審議に必要な書類

障害種 添付資料	特別支援学校・特別支援学級						通級指導教室	
	視覚	聴覚	知的	自閉症・ 情緒学級	病弱	肢体不自 由	ことば	まなび
知能検査結果・報告書 (田中ビネー・WISC等)			○	○			○	○
検査結果・報告書 (視力・聴力・ことば等)	○	○					○	
診断書				○	○	○		○

検査報告書や診断書の発行に時間がかかる場合がありますので、**計画的に早めの準備**をお願いします

